

微罪処分事件処理要領の制定について

発出年月日：令和5年10月25日

文書番号：沖例規刑企4

公表範囲：概要

この要領は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。）第246条ただし書の規定による送致手続の特例に係る那覇地方検察庁検事正からの指示に基づき、微罪処分事件の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。